

## 京都市東部クリーンセンターにおけるダイオキシン類等調査委託仕様書

## 1 業務名称

京都市東部クリーンセンターにおけるダイオキシン類等調査委託

## 2 業務目的

本業務は、京都市東部クリーンセンターにおけるダイオキシン類汚染物、重金属類汚染物及び石綿含有建材について、サンプリング調査等を実施し、これらの状況を把握することを目的とする。

## 3 調査対象施設及び所在地

- (1) 施設名称：京都市東部クリーンセンター
- (2) 住所：京都市伏見区石田森西27番2ほか
- (3) 竣工：昭和55年9月
- (4) 建築物概要

	建物	構造	建築面積 (m <sup>2</sup> )	延べ面積 (m <sup>2</sup> )	階数
ア	工場棟	SRC造	15,422	39,955	地上8階、地下1階
イ	管理棟	RC造	708	1,872	地上3階
ウ	煙突	RC造	—	—	高さ80m
エ	車庫棟	RC造	340	340	地上1階
オ	トラックスケール棟	S造	178	178	地上1階
カ	温室	S造	120	120	地上1階
キ	電気室・機械室	RC造	36	36	地上1階
ク	給油施設	S造	59	59	地上1階
ケ	監視所	RC造	94	94	地上1階

## (5) 工作物（プラント設備）概要

- ア 受入れ・供給設備：ピット&クレーン方式
- イ 燃焼設備：ストーカ式
- ウ 燃焼ガス冷却設備：廃熱ボイラー
- エ 排ガス処理設備：急冷塔＋ろ過式集じん器＋触媒脱硝塔＋排ガス洗浄設備
- オ 余熱利用設備：発電、場内給湯暖房、場外熱供給
- カ 通風設備：平衡通風方式

キ 灰出設備：ピット&クレーン方式（飛灰は薬剤処理（キレート）

ク 排水処理設備：凝集沈殿（キレート、凝集助剤）

#### 4 委託期間

契約の日の翌日から令和8年12月28日まで

#### 5 業務内容及び分析項目数

##### (1) ダイオキシン類

ア 調査対象は、廃棄物焼却施設関連作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱（厚生労働省労働基準局長通知平成13年4月25日付け基発第401号の2の別添。以下「対策要綱」という。）第3-3-(4)-イ-イに定める設備及び対象物とする。

イ 設計図書等の書面調査及び現地での目視等による調査を実施し、本市と協議のうえ、サンプリング調査の箇所を特定する。

ウ 40検体のサンプリングの実施及び検体のダイオキシン類含有量の測定。ただし、検体数は予定であり、5(1)イの調査結果及び本市の指示により変動するものとする。

エ 計量法第107条に規定する登録（事業の区分に「特定濃度（大気中、水又は土壌中のダイオキシン類の濃度に係る事業）」を含むものに限る。）及び計量法第121条の2に規定する認定（事業の区分に、「大気中、水又は土壌中のダイオキシン類」を含むものに限る。）を受けている事業者が行うこと。

##### (2) 重金属類

ア 調査対象は、廃棄物焼却施設関連作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱（厚生労働省労働基準局長通知平成13年4月25日付け基発第401号の2の別添。以下「対策要綱」という。）第3-3-(4)-イ-イに定める設備及び対象物とする。

イ 設計図書等の書面調査及び現地での目視等による調査を実施し、本市と協議のうえ、サンプリング調査の箇所を特定する。

ウ サンプリングの実施及び検体の分析調査

##### (ア) 燃え殻、ばいじんに係るサンプリング及び分析

##### a 検体数 36検体

（ただし、検体数は予定であり、5(2)イの調査結果及び本市の指示により変動するものとする。）

##### b サンプリングの実施及び検体の重金属類溶出量の測定

（測定方法は、産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法（昭和48年2月17日）環境省告示第13号）とする。）

c 測定項目（8項目）

アルキル水銀、水銀、カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、セレン、1,4-ジオキサン

(イ) 汚泥に係るサンプリング及び分析

a 検体数 4検体

（ただし、検体数は予定であり、5(2)イの調査結果及び本市の指示により変動するものとする。）

b サンプリングの実施及び検体の重金属類溶出量の測定

（測定方法は、産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法（昭和48年2月17日）環境省告示第13号）とする。）

c 測定項目（25項目）

アルキル水銀、水銀、カドミウム、鉛、有機りん、六価クロム、砒素、シアン、PCB、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、1,4-ジオキサン

(ロ) 水銀含有量に係るサンプリング及び分析

a 検体数 40検体

（ただし、検体数は予定であり、5(2)イの調査結果及び本市の指示により変動するものとする。）

b サンプリングの実施及び検体の水銀含有量の測定

（測定方法は、水銀廃棄物ガイドライン第5版（令和8年3月環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制担当参事官室）に準拠して実施とする。）

エ 計量法第107条に規定する登録（事業の区分に「濃度（大気中、水又は土壌中の物質の濃度に係る事業）」を含むものに限る。）の登録を受けた事業者が行うこと。

(3) 石綿含有建材

ア 調査対象は、3(4)及び3(5)に記載の建築物、工作物（付属する建築物、建築設備、プラント設備を含む。）とする。

イ 設計図書等の書面調査及び現地での目視等による調査を実施し、石綿が使用されている可能性のある建材をリスト化したうえで、各建材について石綿含有の有無を判断する。

石綿含有無しと判断する場合、その根拠を調査報告書に明記すること。

石綿含有の有無が不明な場合は、リストにその旨を記載し、本市と協議のうえ、サンプリング調査の箇所を特定する。

ウ 460検体のサンプリングの実施及び検体の石綿含有分析調査。ただし、検体数は予定であり、5(3)イの調査結果及び本市の指示により変動するものとする。

エ 大気汚染防止法及び石綿障害予防規則（以下、「石綿則」という。）で定める事前調査の方法、建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル（令和3年3月厚生労働省、環境省）、付録I事前調査の方法及び石綿則に基づく事前調査のアスベスト分析マニュアル【第2版】（令和4年3月厚生労働省）に準拠して実施する。

なお、工作物については、廃棄物処理施設解体時等の石綿飛散防止対策マニュアル（環境省平成18年3月）も参照のこと。

オ 5(3)イの調査及び5(3)ウのサンプリングの実施にあたっては、「調査を適切に行うために必要な知識を有する」以下の者が実施すること。（3か月以上直接的な雇用関係にある者に限る。）

(ア) 建築物等の調査

a 建築物石綿含有建材調査者講習等登録規程に基づく講習を修了した特定建築物石綿含有建材調査者

b 建築物石綿含有建材調査者講習等登録規程に基づく講習を修了した一般建築物石綿含有建材調査者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者で、建築物石綿含有建材調査に関して、調査者として2年以上の実務の経験を有する者

(イ) プラント設備及び煙突の調査

建築物石綿含有建材調査者講習等登録規程に基づく講習を修了した工作物石綿事前調査者

カ 分析調査に当たっては、石綿則第3条第6項の規定により、適切に分析調査を実施するために必要な知識及び技能を有する者として厚生労働大臣が定める者（令和2年厚生労働省告示第277号）が実施すること。（3か月以上直接的な雇用関係にある者に限る。）

また、仕上塗材等の層を構成しているものについては、層別に分析を行い、石綿を含有している層についても特定すること。

## 6 業務の実施に当たり留意すべき事項

(1) 現地調査は、関係法令等に基づき、適切な保護具の着用等の安全対策を実施したうえで行うこと。

(2) サンプリングの省略、サンプリングの一括化が可能な場合は、その設備名及び理由を本市に報告したうえで、調査報告書に明記すること。

## 7 検査

受注者は、業務が完了した時は、速やかに成果品を提出し、検査を受けなければならない。

## 8 納品物

納品物は、次のとおりとするが、詳細は本市の指示によるものとする。

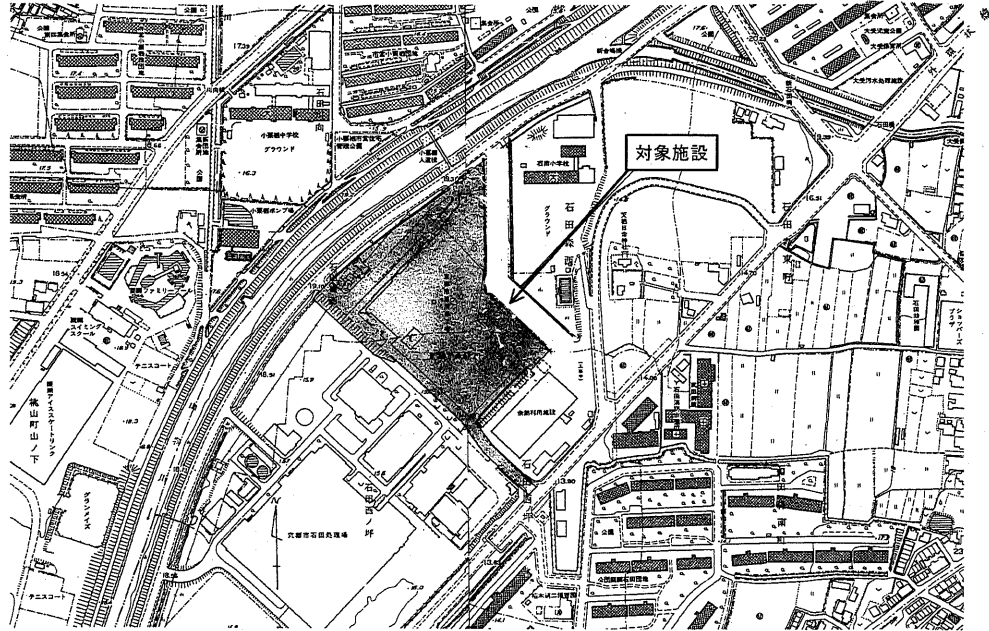
- ・ 調査報告書（A4版、カラー、簡易製本、様式は任意）3部
- ・ 調査報告書の電子データ1部

## 9 支払条件

支払回数は業務完了後の一括支払とし、前払金の支払は行わない。

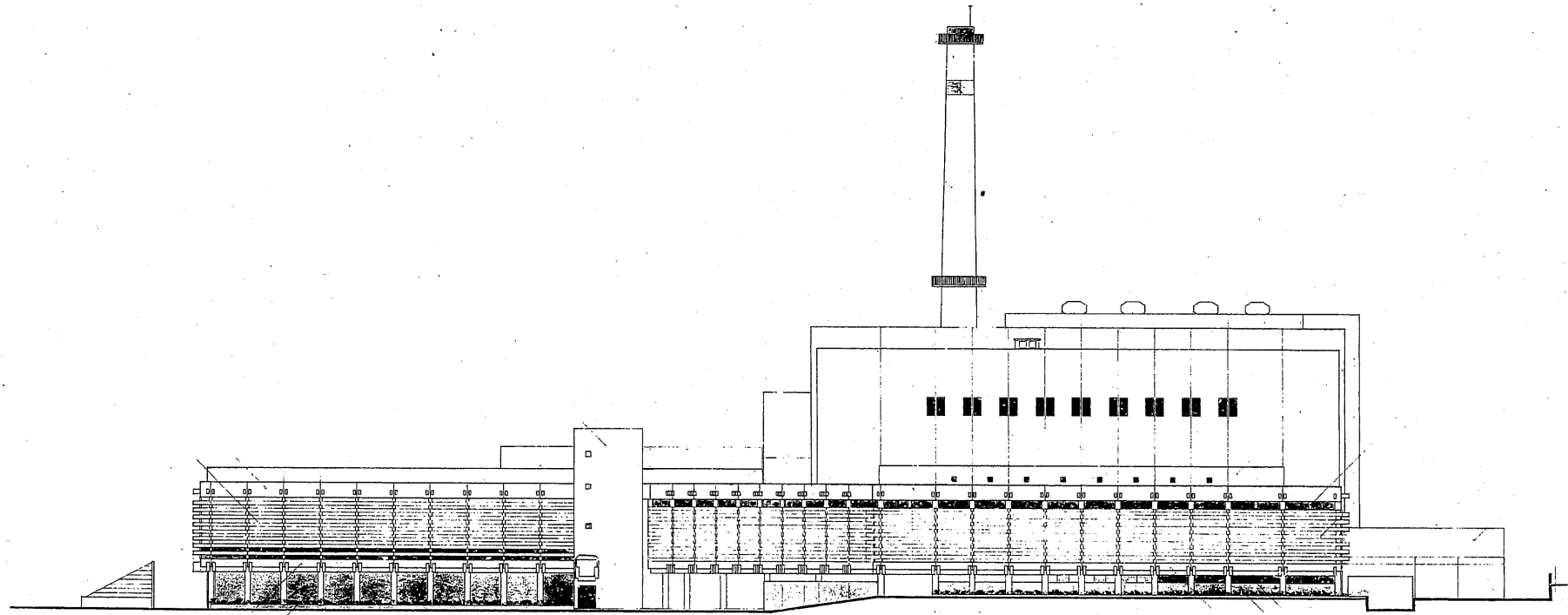
## 10 特記事項

- (1) 契約後速やかに本市と打合せを行うこと。現場作業には、原則として本市職員が立ち会う。
- (2) 調査日は、本市と協議のうえ決定する。
- (3) 事前調査の実施に当たり、設計図書、その他図面、過去の石綿調査履歴等の資料は、本市から提供する。
- (4) 本業務に用いた資料等は、すべて明確にしておき、本市職員の要求があった場合は、速やかに報告及び説明のできるようにしておくこと。
- (5) 受注者は、本業務により知り得た内容について、第三者に漏れることの無いよう特に留意すること。
- (6) 本業務は、本市契約規則、契約書及びその他関係法令並びに本仕様書に基づき実施するものとする。
- (7) 受注者は、この作業の統括者として、管理技術者を選任し、速やかに管理技術者通知書、経歴書及び雇用証明書類（保険証等の写し）を提出すること。また、資格、免許等が必要な作業については、該当作業の従事者の該当作業に関する資格、免許等の写しを提出すること。
- (8) 受注者は、作業の実施に当たり、常に施設及びその周辺の環境及び交通並びに既存物件等に支障を及ぼすことの無いよう留意するとともに、これらに損害を与えた場合は、受注者において、その一切を速やかに解決すること。
- (9) 作業実施に当たり、足場や高所作業車等が必要となる箇所がある場合、作業の実施について本市と協議を行うこと。
- (10) 足場や高所作業車、その他作業実施に必要な資材、機材及び諸経費は、受注者の負担とする。
- (11) その他、疑義の生じた事項又は本仕様書に記載の無い事項については、市と協議のうえ定めるものとする。

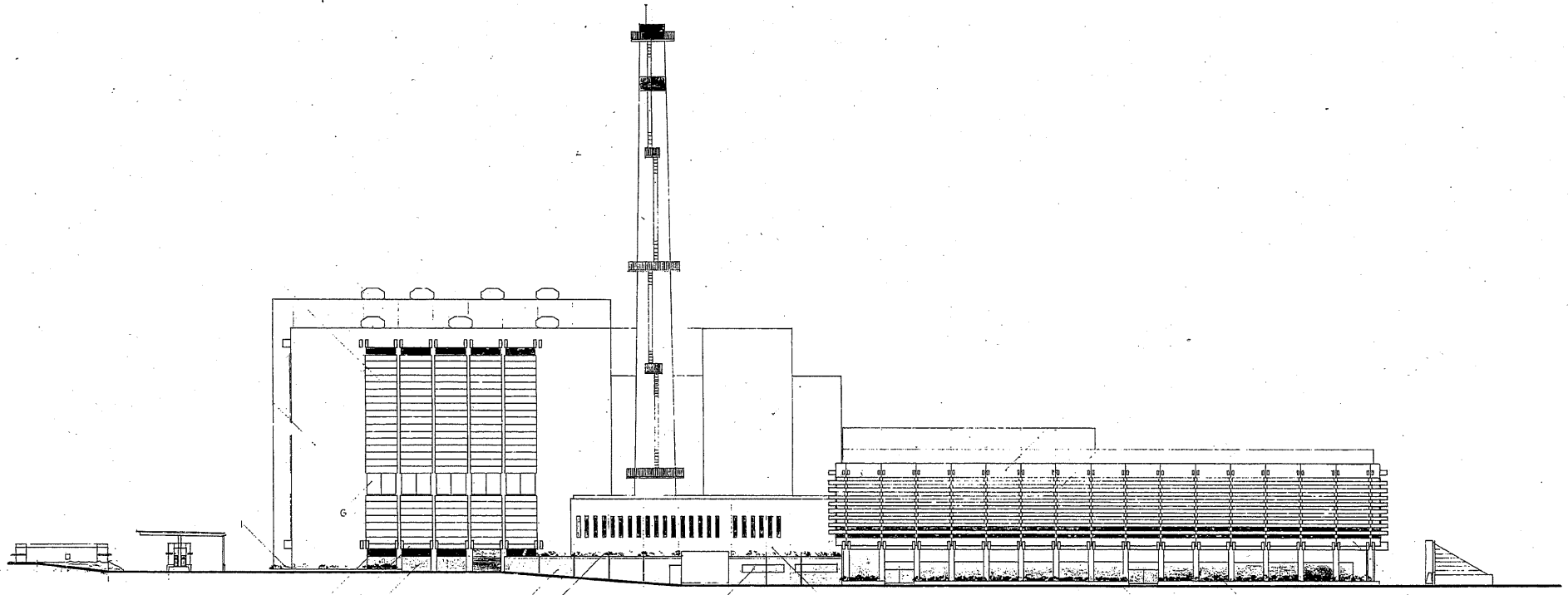


付近見取図

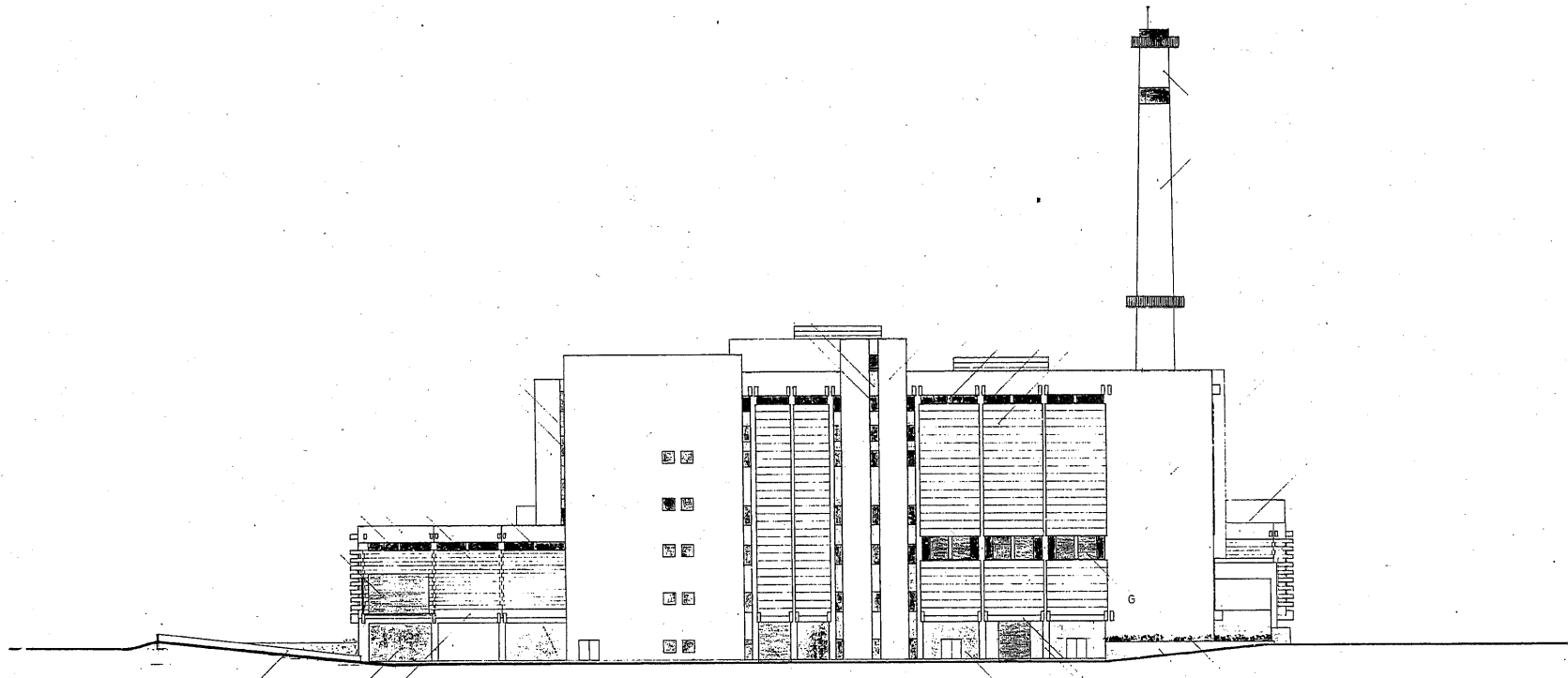




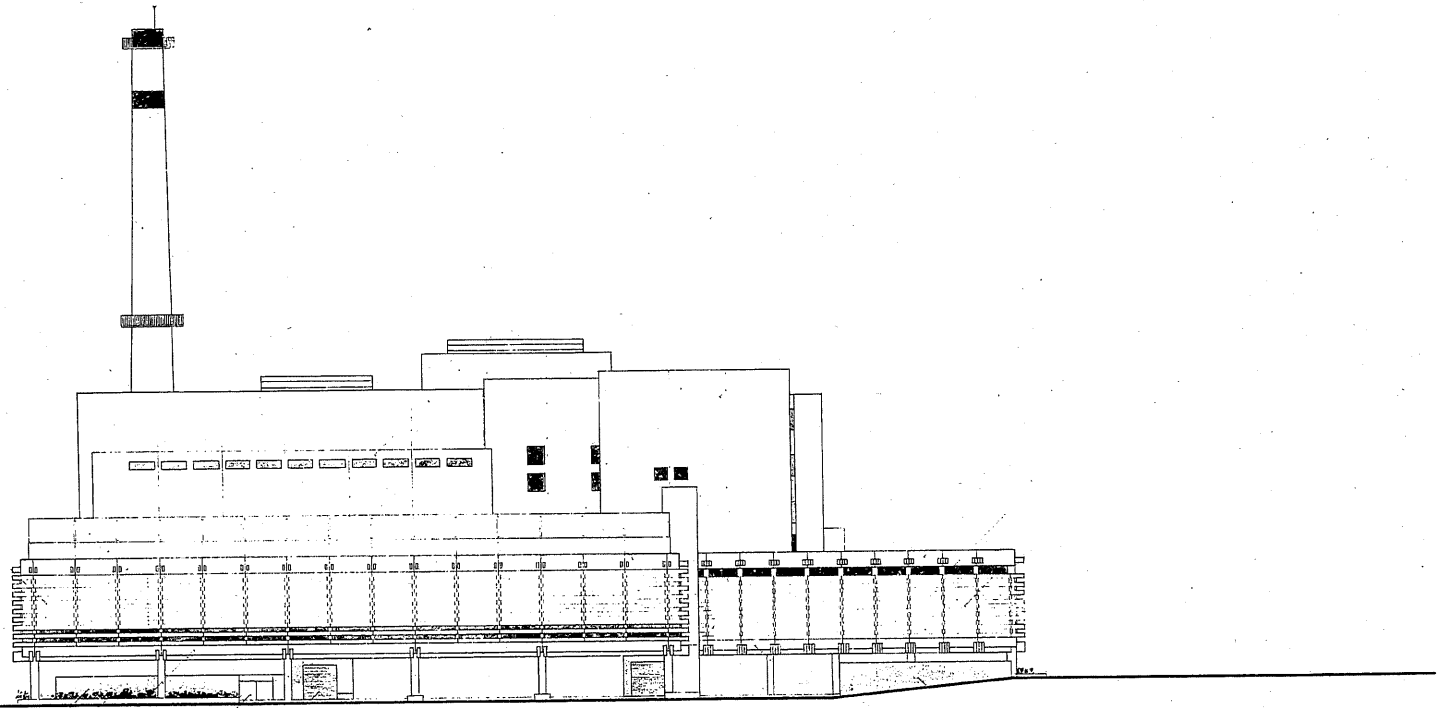
工場棟 立面図 北面



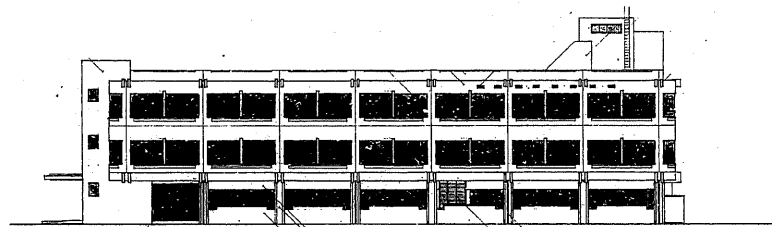
工場棟 立面図 南面



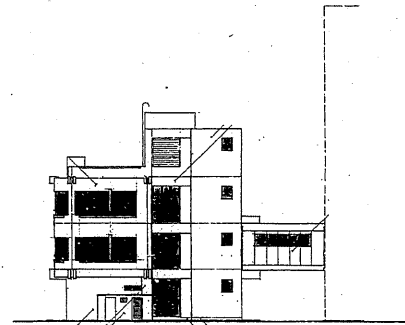
工場棟 立面図 西面



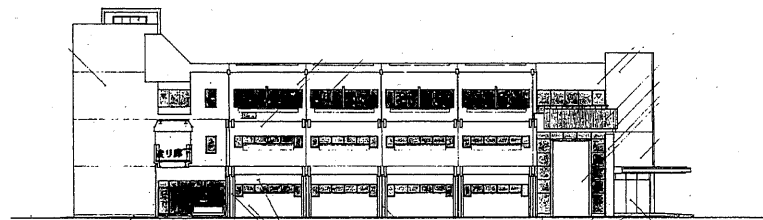
工場棟 立面図 東面



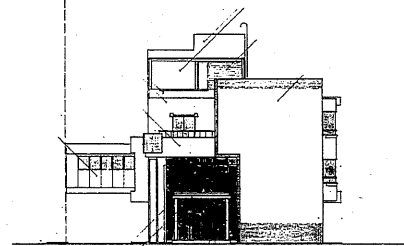
管理棟 立面图 北面



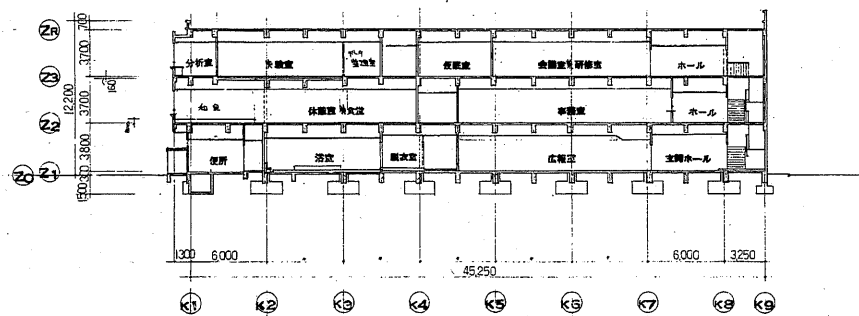
管理棟 立面图 西面



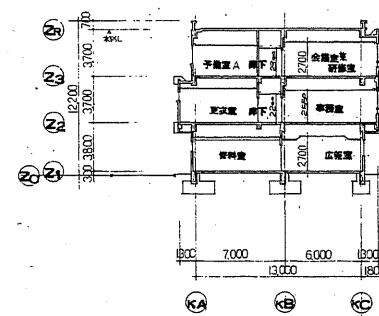
管理棟 立面图 南面



管理棟 立面图 東面



管理棟 断面图

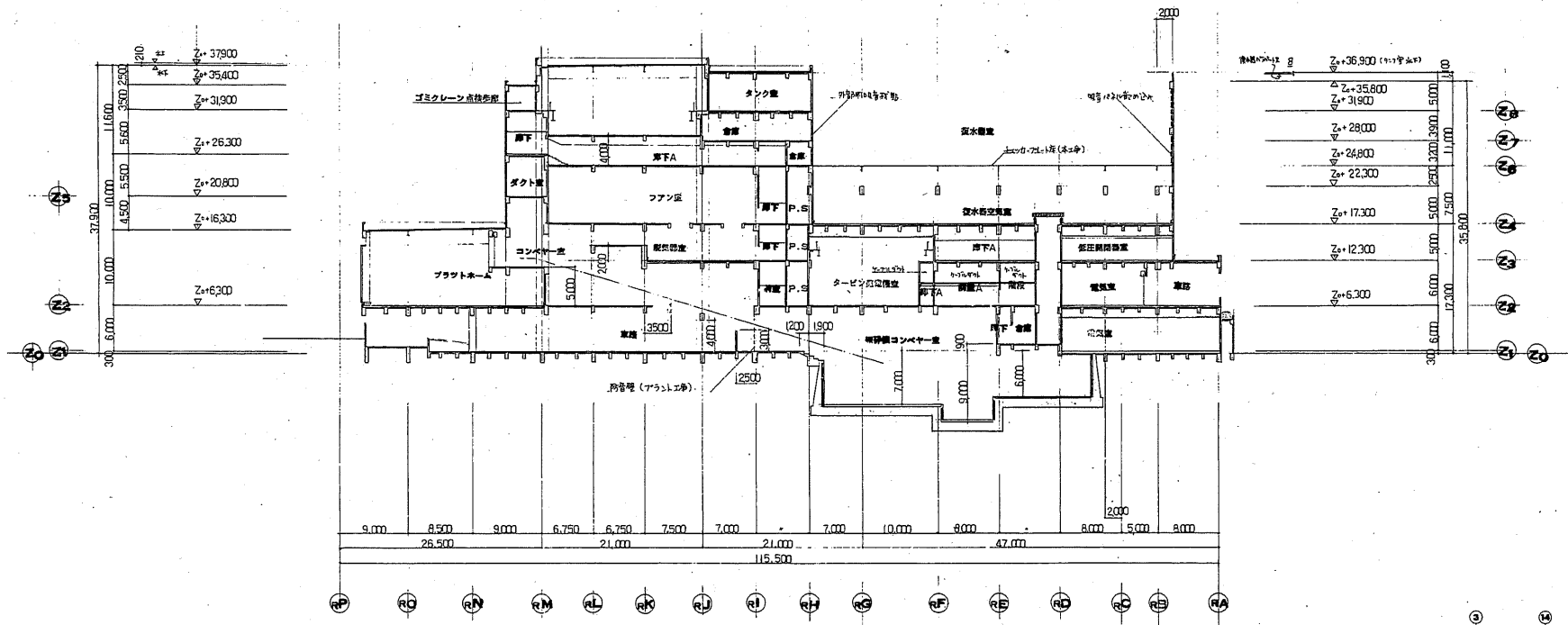


管理棟 断面图

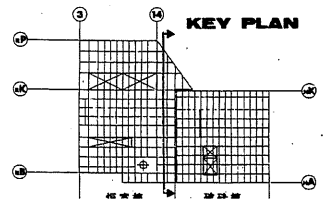




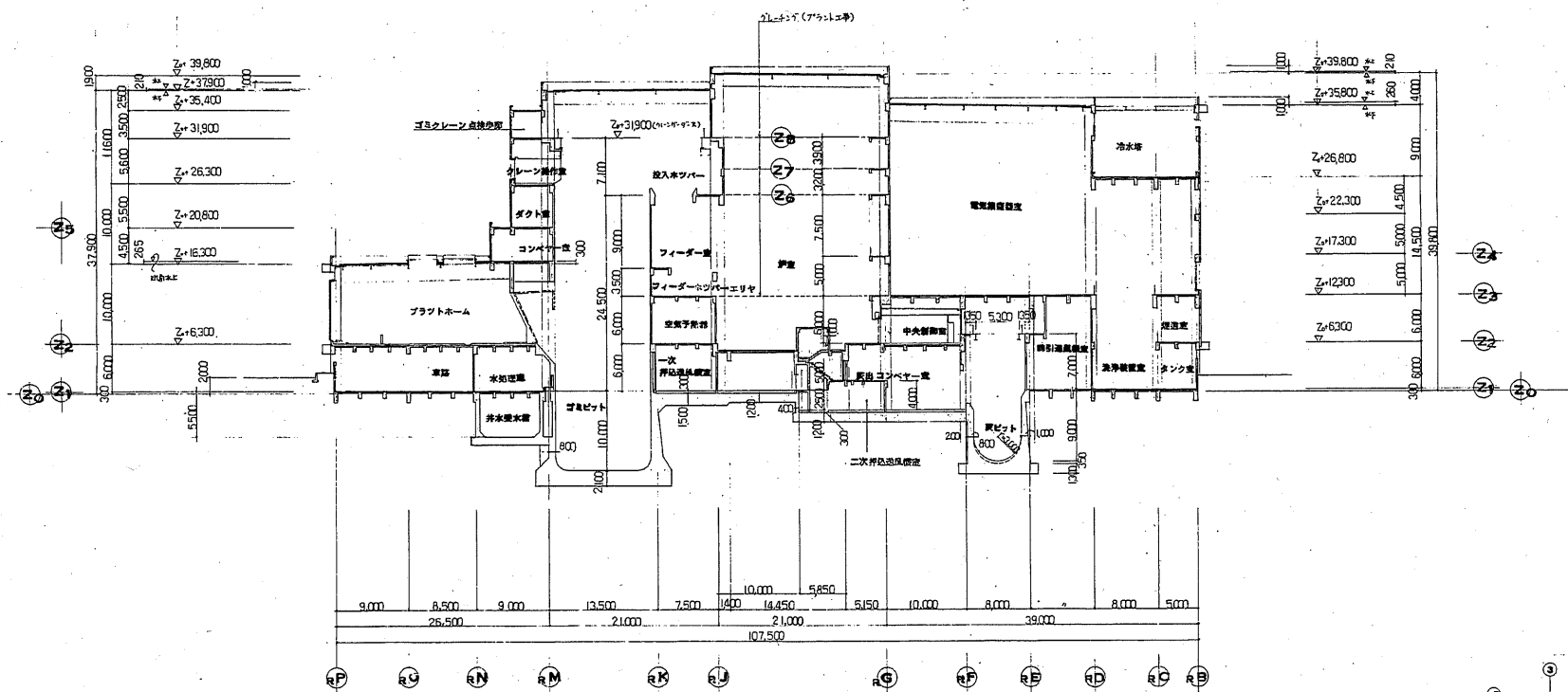




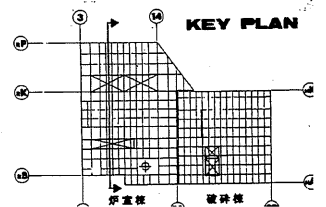
工場棟 断面図



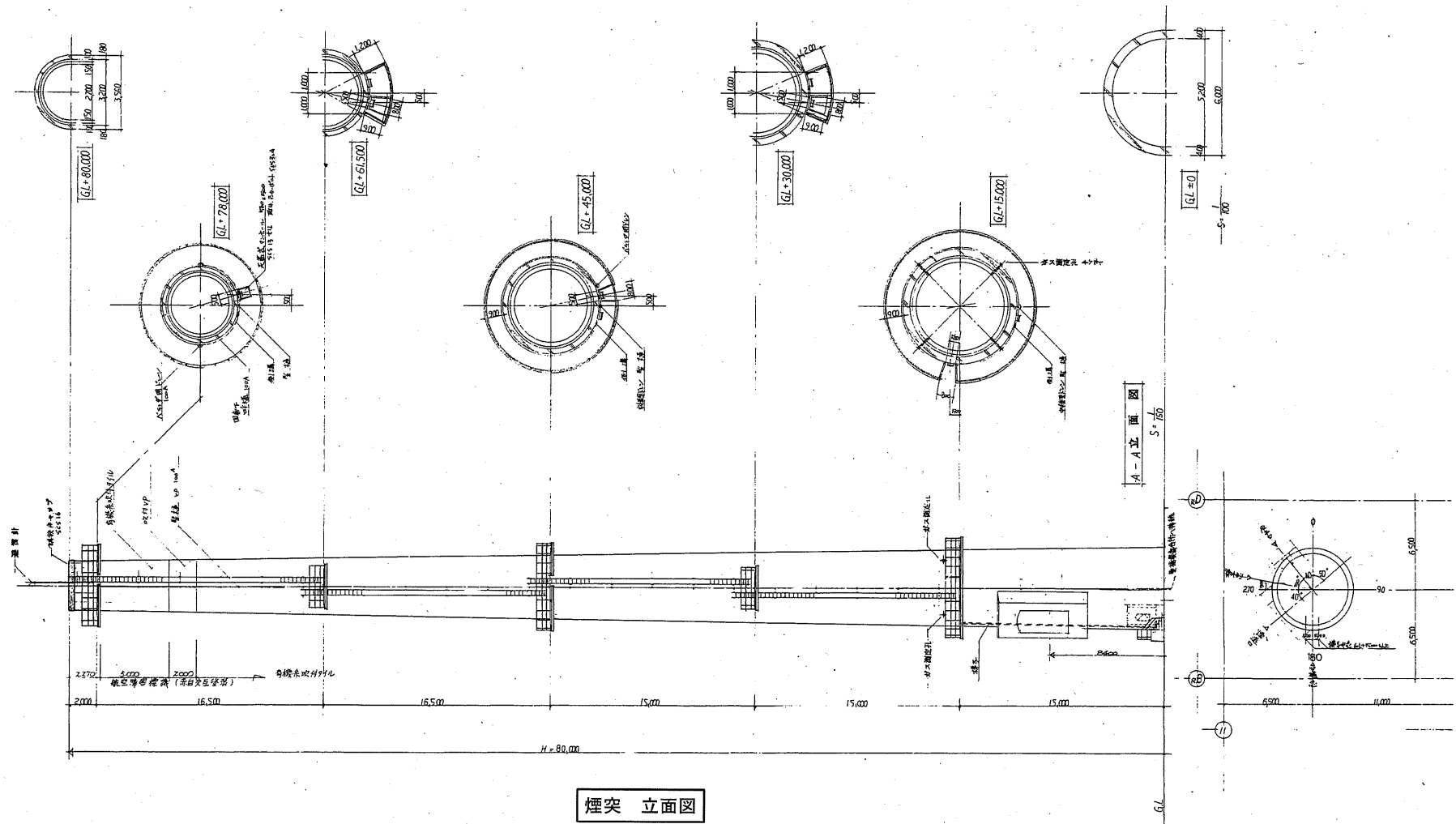
参考資料



工場棟 断面図



参考資料



煙突 立面圖